

「資格取得等手続」Q&A

| No. | 項目 | 質問 | 回答 |
|-----|--------------|--|--|
| 1 | 一斉交付 | 一斉交付はどのような場合に対象となりますか。 | 給与支給機関からデータの提供がされる方（次の方）が対象となります。 ①正規職員となる方【一般組合員】 ②産休・育休代替教職員（当初の任用期間が2か月以上の方）及び期限付任用職員、会計年度任用職員、時間講師として任用される方で一定の要件を満たす方 ③異動等により東京都職員共済組合等から転入する方 ④短期組合員から一般組合員となる方（組合員種別変更） ⑤短期組合員であった方が、異なる任命権者により任用された場合（空白期間がある場合） ⑥上記以外の組合員種別変更者・番号変更者 |
| 2 | 受診方法 | 資格確認書が届くまでの間に医療機関等を受診する場合、どのようにすればよいか。 | 別紙4「医療機関の受診方法（資格取得時）」を参照してください。 なお、「特定疾病療養受療証」が必要な場合等で資格確認書がないと自己負担額が高額になるようなやむを得ない場合は御相談ください。 |
| 3 | 受診方法 | 資格が継続して組合員種別・組合員番号が変更となるが、4月上旬に病院を受診する場合に旧資格確認書は使用できるか。 | 別紙3「種別変更・番号変更について」の「3 一斉交付で新たな「資格確認書」が届くまでの間の医療機関等の受診方法」を参照してください。 |
| 4 | 資格取得・変更理由コード | 資格取得・変更理由コードで「1：新規取得」と「7：再就職」の違いは何か。 | 「1：新規取得」とは、過去に公立学校共済組合東京支部で資格取得した歴がない場合、「7：再就職」とは、過去に公立学校共済組合東京支部で資格取得した歴がある場合です。 いずれも今回の取得が一般組合員で、過去にも長期給付の適用を受けていた場合は、年金関係書類「組合員転入・異動届書 兼 年金加入期間等報告書」〔用紙No.年金1〕が必要となります。 |
| 5 | 資格取得・変更理由コード | 東京都職員共済組合で定年退職後、公立学校共済組合の会計年度任用職員となった場合、資格取得・変更理由コードは「3：転入（地共済）」とするのか。 | 転出元か転出先のどちらか又は双方が短期組合員である場合、資格取得・変更理由コードは「転入」とはなりません。「1：新規取得」又は「7：再就職」としていただきます。年金関係書類も不要です。 |
| 6 | 氏名変更 | 一斉交付で資格確認書が届く前に改姓したため、届いた資格確認書に記載されている氏が現在のものと異なる場合、どうすればよいか。 | 資格確認書、「組合員情報変更訂正届」〔用紙No.本人2〕及び添付書類を資格担当に提出し、氏名変更の手続を行ってください。 また、氏名変更の手続書類は、チェックリスト等を入れた専用封筒とは必ず別の封筒で提出してください。同封された場合、手続が大幅に遅延する可能性があります。一斉交付の書類提出時には、チェックリストの備考欄に「氏名変更のため情報変更訂正届提出済」と記入の上、プレ印字された氏名を二重線で訂正してください（訂正印不要）。 |
| 7 | 採用辞退 | 新規採用予定だった者が採用辞退したが、資格確認書等書類が送付されてきた。どうすればよいか。 | 対象組合員に関する資格取得届書等書類一式を、理由を付記したメモ等と一緒に、チェックリスト等を入れた専用封筒とは別便で資格担当へ返却してください。 また、後日チェックリスト等の提出の際には、対象組合員の氏名等を二重線で削除し、備考欄に赤字で「採用辞退のため返却済」と記入してください。 |
| 8 | マイナンバー | 個人宛て窓あき封筒に、資格確認書と一緒にマイナンバーの届出の案内が入っていたが、事前にマイナンバーのWeb登録をした場合も手続が必要となるのか。 | マイナンバー届出の案内は、一斉交付対象者全員に一律で封入されています。 東京都の新規採用教職員（正規）及び局間転入職員で、配属前に任命権者経由で既に登録済みの場合、再度の手続は不要です。 また、組合員種別変更・番号変更の場合も、手続は不要です。 |
| 9 | マイナンバー | マイナンバーWeb登録の画面で「申請対象者は存在しません。」というメッセージが出た場合、どうすればよいか。 | 登録が完了した方が再度手続しようとする、「[E600101]マイナンバー申請対象者は存在しません。申請対象となった場合は、ご連絡しますのでしばらくお待ちください。」と表示されます。登録は完了していますのでご安心ください。 |
| 10 | マイナ保険証 | すでにマイナポータルで最新の資格情報が確認でき、マイナ保険証を使う場合、資格確認書をどうしたらよいか。 | マイナ保険証が利用可能になったことにより、共済組合から送付された資格確認書（有効期限が到来していないもの）が不要になった場合は、その旨を付記した付箋を添付のうえ、交換便等で返送してください。なお、一斉交付対象者については、資格取得届出書類返信専用封筒に同封いただいてもかまいません。 |
| 11 | 再交付 | 資格が継続するが、誤って年度末資格喪失者として資格確認書等を返却（回収）した場合はどのようにすればよいか。 | 資格が継続するにもかかわらず、年度末資格喪失者として資格確認書等を返却（回収）した場合、マイナ保険証をお持ちの方はマイナ保険証を引き続きお使いください。マイナ保険証をお持ちでない方は、資格確認書等を再交付しますので、「再交付申請書〔用紙No. 証関係1〕」を提出してください。 |
| 12 | 後期高齢組合員 | 後期高齢組合員の資格取得手続について | 75歳以上の者及び65歳以上75歳未満の者であって一定の障害について認定を受けた者（後期高齢者医療の被保険者）で組合員資格を取得する方は、後期高齢組合員となります。 医療保険は後期高齢者医療制度が適用されますが、福祉事業等（人間ドック等）は御利用いただけません。 後期高齢組合員の資格取得時には、一斉交付の対象外のため、「一般・短期 組合員資格取得届書」〔用紙No. 本人1〕を提出してください。共済組合から資格確認書は交付されないため、所属所において、本人宛て「組合員番号通知書」〔用紙No. 番号通知書〕を発行してください。 |